

令和8年4月1日
国土交通省関東地方整備局
川崎国道事務所

首都直下地震の道路啓開に協力していただける企業を追加募集します

～首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定～

国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所では、首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）の南西方向における道路啓開を行うための協定について締結を希望する企業を追加募集します。

国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所は、「関東地方整備局業務継続計画」及び「首都直下地震道路啓開計画」において、南西方向の責任啓開事務所となっております。

この度、首都直下地震が発生した際の都心方向への道路啓開体制の強化を図るため、事務所が行う道路啓開に協力していただける企業の追加募集を行い、技術力のある企業と道路啓開に関する協定を結び、首都直下地震に備えます。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目で加算評価されます。

【協定期間（締結期間）】 令和8年6月1日から令和10年7月31日まで

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ
川崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 川崎国道事務所

電話：044-888-6411（代表）

メールアドレス： ktr-kawaka60@mlit.go.jp

副所長 北堀（きたぼり）（内線：205）

工務課長 柳川（やながわ）（内線：411）

【協定名称】

「首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定」

【協定の目的】

首都直下地震が発生した際の道路啓開計画（八方向作戦）において、南西方向の直轄国道の道路啓開や応急対策等の業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、その確保と動員の方法を事前に定め、国道事務所と協定会社が協力して道路啓開を行い、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【協定区間】

- ① 東京国道事務所が管理する国道246号
- ② ①と隣接して横浜国道事務所が管理する国道246号の一部区間
- ③ その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間
《国道246号集結場所》
川崎国道事務所（川崎市高津区梶ヶ谷 2-3-3）

【応募資格（概要）】（詳細は公募手続き資料参照）

- ① 関東地方整備局における令和7・8年度一般競争(指名競争)入札参加資格において公募文記載工事のいずれかに認定されている者であること。
- ② 神奈川県内又は東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ③ 平成23年4月1日以降に神奈川県内又は東京都内で元請けとして完了した公募文記載の工事施工実績を有すること。等

【スケジュール】

公募期間：令和8年4月1日(水)から令和8年4月28日(火)まで

協定締結者の通知：令和8年5月中旬頃を予定

【公募手続き資料】

令和8年4月1日(水)の9時15分から、下記川崎国道事務所ホームページよりダウンロードができます。

川崎国道ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/kawakoku/>